

PFI事業における 事後評価の実施状況調査結果

令和5年3月28日

第11回 事業推進部会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

事後評価実施状況調査の概要

1. 目的

PFI事業の事後評価の実施状況及びPFI事業の効果・課題を把握し、事後評価の実効性向上並びに今後のPFI事業実施に活かす。

2. 調査対象：271事業

- 令和3年度末までに期間満了しているPFI事業（163事業）
- 令和7年度末までに期間満了予定のPFI事業（108事業）

3. 回答数・回答率：252事業・約93%

4. 調査期間

令和5年1月27日 ～ 令和5年2月17日

管理者	回答事業数
国*	52
独法、国立大学等	30
都道府県	59
政令指定都市	29
市区町村	82
合計	252

※国及び地方公共団体が管理者となっている事業（2件）を含む

5. 調査方法

対象事業を所管する団体に対して、メールにてアンケート調査票を送付。

6. 調査項目

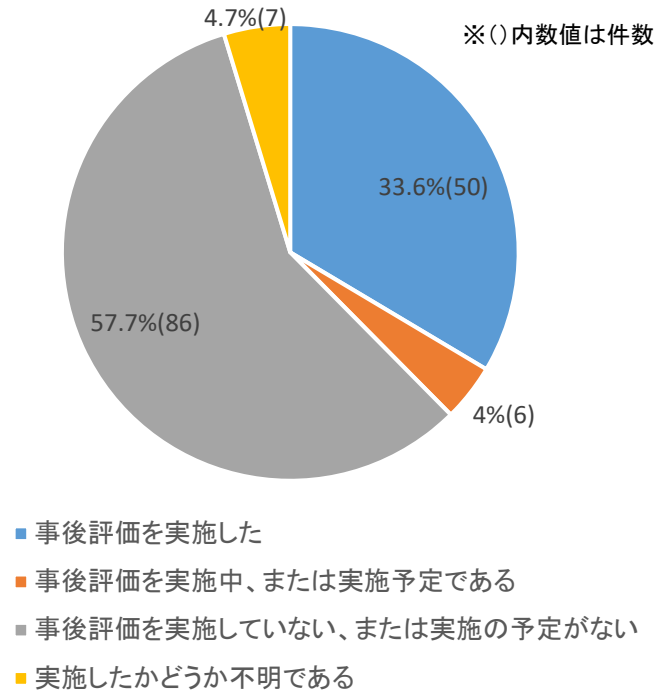
- ① 事後評価の実施状況
- ② 事後評価の内容
- ③ 事後評価実施にあたっての課題 等

事後評価の実施状況

○期間満了に際し事後評価（当該PFI事業における効果や課題等の検証）を行った事業の割合

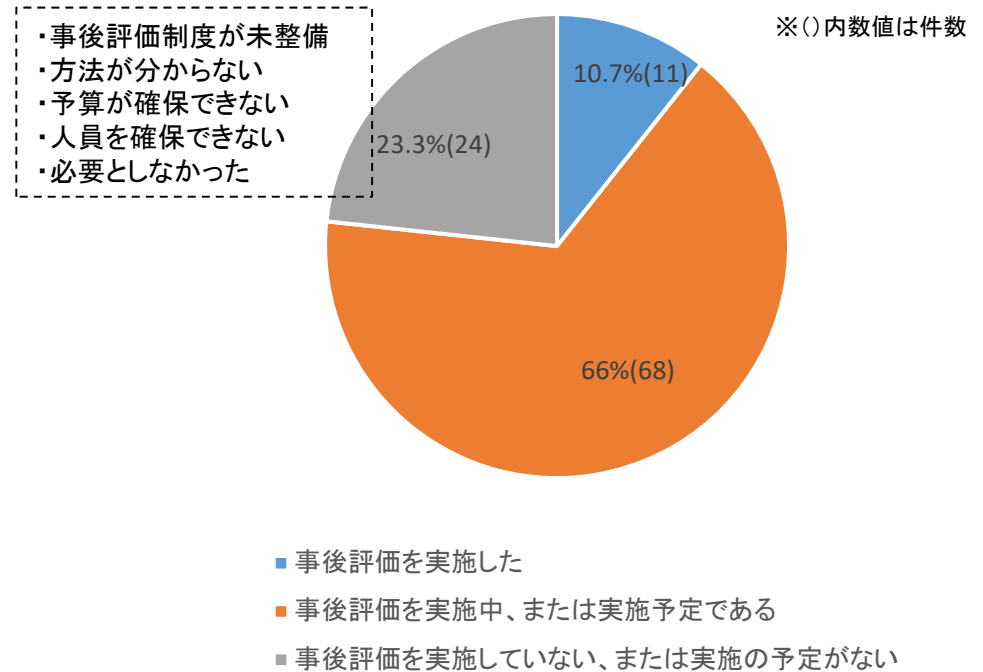
事後評価の実施状況①

【対象：令和3年度末までに満了】



事後評価の実施状況②

【対象：令和4年度以降令和7年度末までに満了予定】

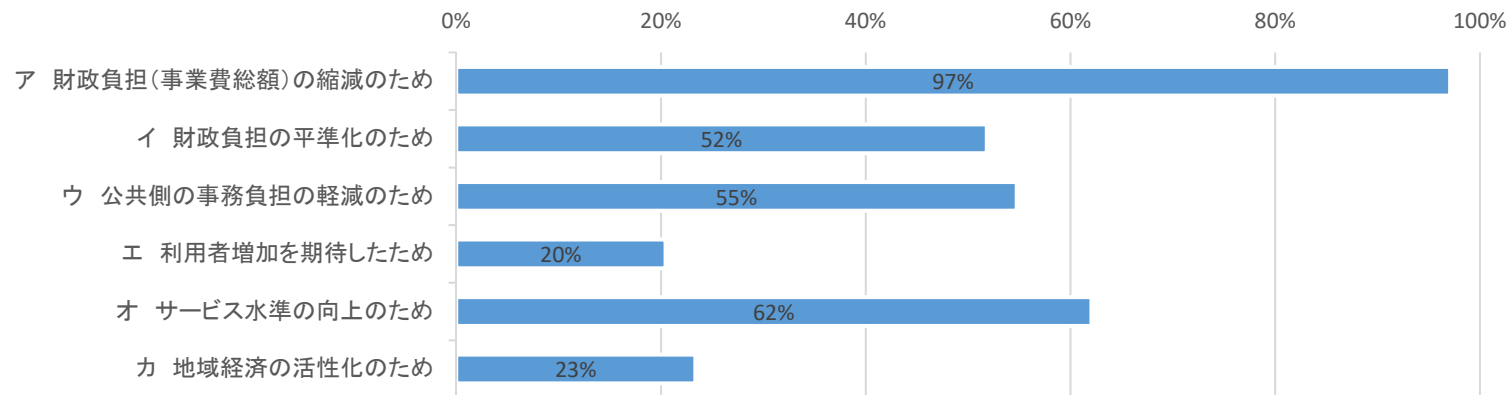


- 事後評価の実施率は、**令和3年度末までに満了している事業**については、**33%**であった。
- 令和4年度以降**令和7年度末までに満了予定の事業**については、**実施済み・実施中・実施予定の合計で約77%**であった。
- **令和3年4月に策定・公表した「PFI事業における事後評価等マニュアル」**及び**令和3年6月の事後評価の実施等を要請する通知（各省庁、地方公共団体宛て）**が**一定の効果を発揮**していると考えられる。

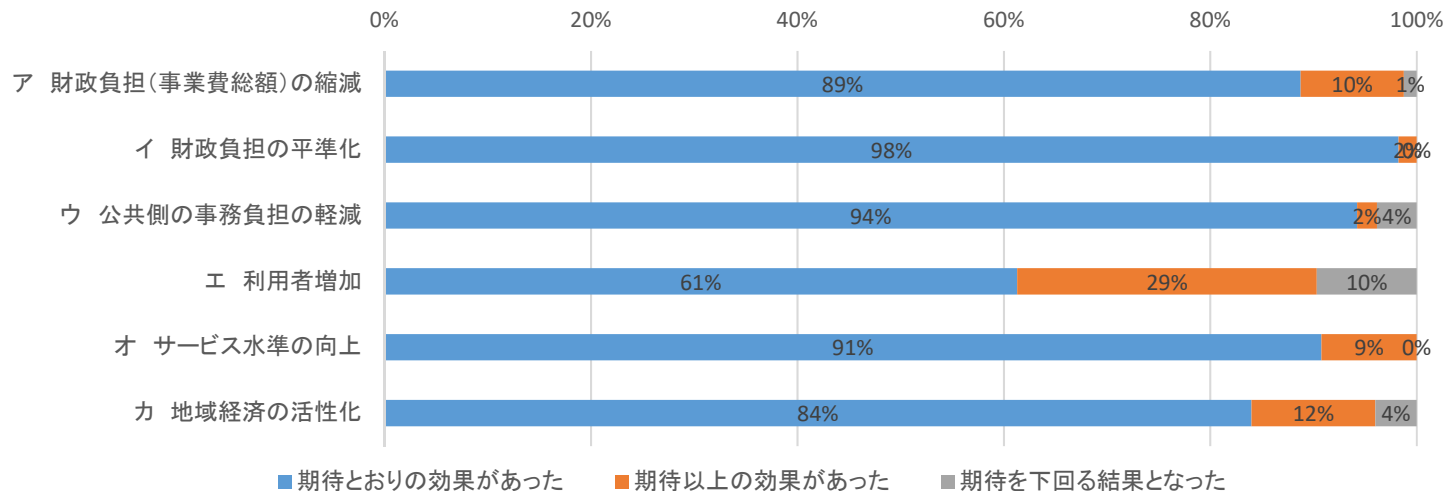
➡ **引き続き、事後評価マニュアルを活用した事後評価の実施の周知が必要。**

PFI事業開始時の期待と終了時の評価結果

①PFI事業開始時における期待



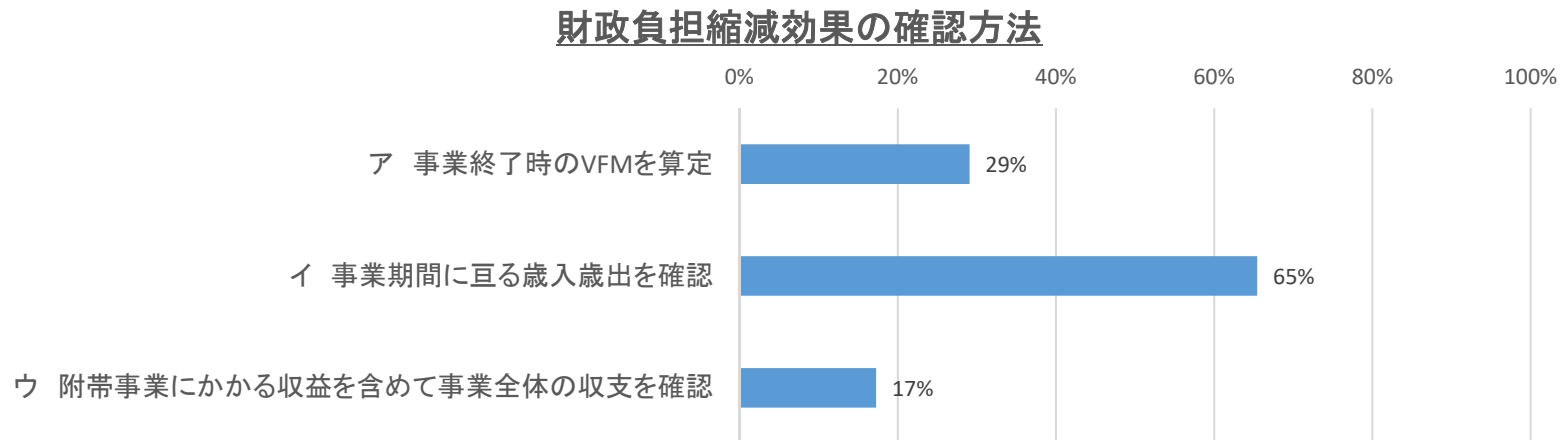
②期間満了時点における評価



- PFI手法導入時点において、**財政負担縮減に対する期待に加え、サービス水準向上、利用者増加、地域経済活性化等の効果**も一定期待されていた。
- 期間満了時点において、**財政負担縮減については99%の事業で、地域社会・経済への効果についても9割以上の事業で期待通りかそれ以上の効果が発揮されたと評価**された。

(参考)財政負担の縮減効果の確認方法等

○財政負担縮減の効果の確認方法（複数回答可）

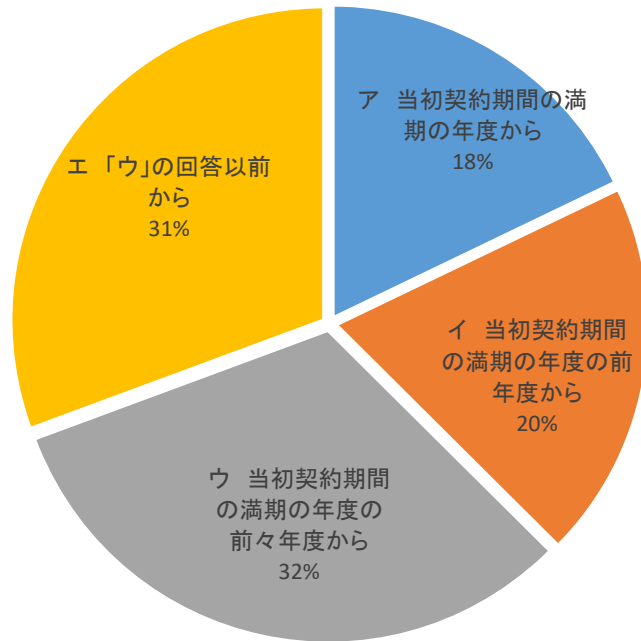


○財政負担縮減において事業導入時の期待以上の効果があった例

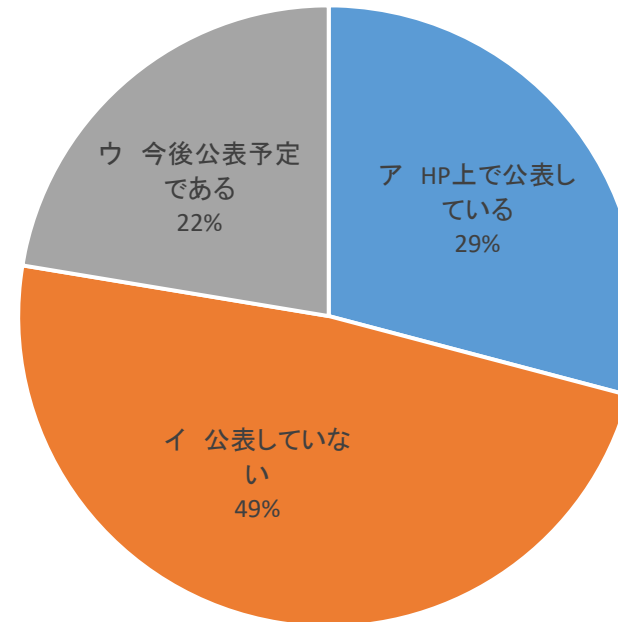
- 事業契約時のVFMに加え、ランニングコストの更なる縮減効果(約1億円)があった。
- 民間側のリスク引き受け(相当高い事業性での提案)により、維持管理運営を中心に想定を超える財政負担の軽減が図られた。
- 歳入面で、SPCの経営努力による施設使用料収入が大きく増加したことが主な要因。
- 施設整備におけるスケールメリットが活かされ、建設コスト低減ができた。

事後評価の開始時期・公表状況について

○事後評価の開始時期



○事後評価の公表状況



HP上で事後評価を公表している事業（39件）

（内訳）

国	1件
都道府県	29件
政令指定都市	5件
市区町村	4件

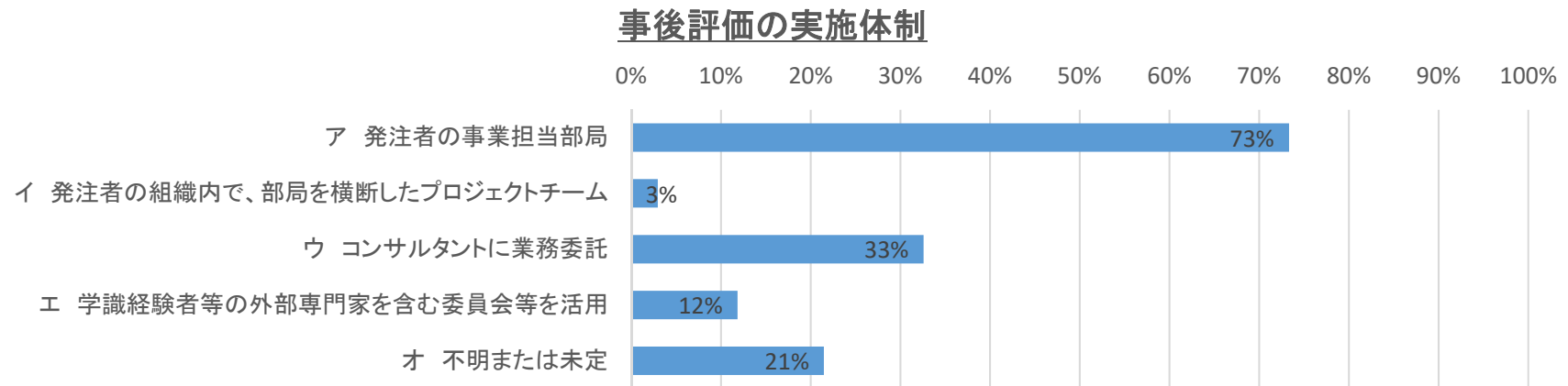
- 事後評価の開始時期は、期間満了年度の前々年度からが最も多く、32%、さらにそれ以前が、31%であり、事業満了年度の2年以上前に着手している例が多い。
- 事後評価結果を公表済み・公表予定の合計で全体の5割程度。



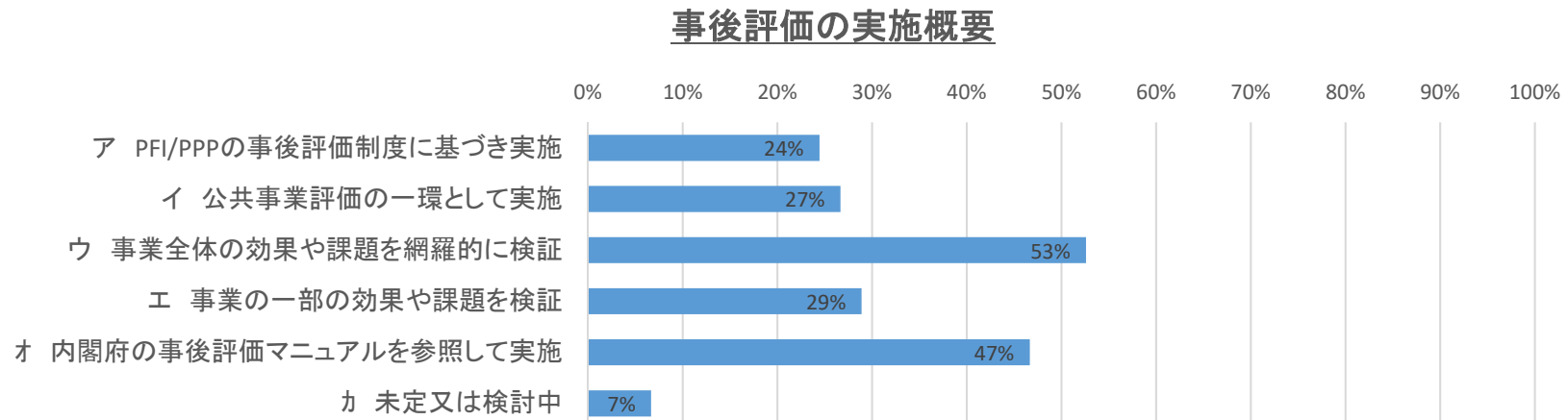
地域への説明責任やPFI事業への理解促進、PFIを検討する他団体の参考となる等の観点から、事後評価結果の公表を推奨していくことが必要。

事後評価の実施方法・体制

○事後評価をどのような実施体制で行ったか。または行う予定か。（複数回答可）



○事後評価をどのように実施したか。または実施予定か。（複数回答可）



- 事後評価の実施体制については、**事業担当部局が約73%**と最も多く、**コンサルタントへの業務委託は3割程度**。
- 事後評価の実施方法については、事業全体の効果や課題を網羅的に検証したとの回答が53%、**内閣府の事後評価マニュアルを参照して実施したとの回答が47%**となった。

事後評価実施上の課題についての意見

● マニュアル等について

- ・評価結果の**事業間比較の容易化**や更なる**事務の効率化**を図る上でも、**評価項目、方法、様式等の標準化を検討してほしい**。
- ・事業実施時に事後評価の実施を想定していない場合は評価指標に係るデータ等がなく事後評価の実施が困難であるため、そのようなケースでの評価方法をマニュアルに明記していただきたい。
- ・維持管理を含まない場合の実施方法にも触れていただくと、公営住宅等で採用事例の多いB T手法においても参考にしやすいと考える。

● 体制について

- ・PFIは事業期間が長期となることから、管理者・事業者ともに、担当者が退職や異動により交代しており、また、保存年限が経過して廃棄された文書もあることから、**導入決定経緯を含めた事後評価作成に係る事務負担が大きいのが実情**である。
- ・当初からPFI方式での運営であるため、従来方式とは予測値でしか比較できない。
事後評価自体をどこが行うのか、自治体の自己評価で正しい判断ができるのかどうか疑問であり、附属機関を設けるなど、事後評価の体制を整備する必要がある。
- ・事後評価実施のための支援制度があれば事業を継続するケースが増加するのではと考える。

 **地方公共団体等の負担軽減等の観点から、マニュアルの改良等の検討が必要。**